

第4回三木市下水道事業経営検討委員会 議事要旨

日時 令和7年4月23日（火）9時30分～

場所 三木市上下水道部庁舎2階第一会議室

出席者

委員 瓦田委員、稲葉委員、行徳委員、小藤委員、岡島委員、三村委員、鷺尾委員、湯上委員

事務局 合田副市長、錦上下水道部長、砂川下水道課長、岡田課長補佐、長谷川課長補佐、中川係長、西田主任、藤川主事

1. 開会

- ・副市長より開会のあいさつ
- ・会長のあいさつ

2. 議事について

①前回の振り返りについて

事務局より、資料に基づき説明

【協議内容】

委員 これまでに開催してきた委員会での会議内容について、市民からの意見や質問等があったのかどうか、教えてほしい。

事務局 ホームページに内容を掲載しているが、特にご意見はなかった。

会長 資料のうち、パターンBとパターンCの場合、1.5億円や2億円の利益が出る見込みだが、これは内部留保されたのち、将来の更新のための財源として使う予定なのか確認したい。

事務局 利益が出た分は一定の割合で建設改良積立金などに区分して、今後のために使う予定である。

②使用料体系見直しの方向性について

事務局より、資料に基づき説明

【協議内容】

委員 逦増制の従量使用料について、設定当時の背景について説明してほしい。

事務局	大口使用者は設備規模が大きくなるため余計に経費もかかる。また、家庭で使われる分に関しては、負担を抑えて、下水道を出来るだけ普及させようという政策的な意図もあった。
委員	資料 18 ページの県内下水道使用料比較について、基本使用料収入の割合の比較資料があれば理解しやすい。
事務局	他市町の同割合は公表されていないケースが多いため難しい部分があるが、次回可能な範囲で準備する。
会長	補足すると、基本使用料収入の割合は、他団体のなかで高い団体なら 30%程度という認識である。三木市は 18%程度であるため、比較的 基本使用料が安く設定されているという印象がある。
委員	資料 18 ページと 19 ページで、下水道使用料だけでいくと他団体の平均より高く、上下水道を合わせると平均より安くなるということは、 三木市は他と比べて水道料金が安いということか？
事務局	お見込みのとおり。
委員	水道料金の改定は考えているのか？
事務局	水道事業も経営戦略を作成しているが、現時点では水道料金の改定が必要だとは考えていない。ただし、今後必要になる可能性はある。

③使用料体系の見直しの検討について

事務局より、資料に基づき説明

【協議内容】

委員	パターン説明の数値（基本使用料収入割合 30%や従量使用料の逡増度 2.6 倍など）がいきなり出てきて理解しづらい。背景を説明してほしい。
事務局	ここまでの議論でもあったとおり、本市は基本使用料収入の割合が低すぎるため上げる必要があるということが 1 点ある。また、公平性の面を見ても基本使用料を少し上げて、従量使用料の逡増部分をもう少し下げたほうが良いのではないかとということが 2 点目である。現状の逡増度 4.8 倍であるが、日本下水道協会が示した「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき計算すると 2.6 倍程度になるということである。ただ、そこまで一気に変更すると、変更の影響が大きすぎるため、中間的な数値等を用いてパターンを試算している。今回、その結果を見ていただき、皆様のご意見を頂ければと考えている。
委員	パターン評価の「◎」「○」「△」「×」はどのような基準に基づいて設定しているのか？
事務局	これは現実的にどれだけ採用できるかということで、実現可能性の順

位付けをするために付したもので、一律な基準はない。評価が×というパターンは、改定前後での使用水量毎の負担額や今回の使用料体系の見直しポイントの改善度合等を鑑みて、現実的に採用は不可能と思われるパターンとなる。

- 委員 経営の指標に基づいた分析や評価がまとめられた資料はあるか？
- 事務局 経費回収率、現金預金残高、企業債残高事業規模比率などの指標に基づいて目標値を設定し、評価している。今回の料金改定案はいずれもこれらの指標を満たす見込みである。
- 委員 22 ページの需要家費、固定費、変動費の振り分けについて説明してほしい。
- 事務局 需要家費は主に検針関係の委託料等が該当する。固定費は減価償却費等が該当し、全体費用の 9 割程度を占めている。変動費は排水量に比例する費用（薬品費や動力費等）である。需要家費は基本使用料に、変動費は従量使用料に配分している。固定費は、本来基本使用料に全額配分する性質のものであるが、それによると少量使用者の負担が極めて大きくなるため、下水道協会が示した算定基準に従い、基本使用料と従量使用料に 30%:70%で振り分けている。
- 委員 資料 23 ページと 24 ページで、改定率 10.3 % と 15.2 % で総括原価が変わるのはなぜか？
- 事務局 これは資産維持費の額が変わるためである。23 ページは資産維持費の①のみを計算した総括原価であり、この総括原価を収入で賄おうとすると、今の料金からは 10.3%改定する必要があるという結果となった。一方、24 ページは、総括原価の中には元々の資産維持費①に加えて、これから施設を更新していく場合、物価上昇等を加味して資産維持費②を上乗せして計上しているため、総括原価が高くなり、これを賄うためには 15.2%の改定が必要となるという結果を示している。
- 委員 基本使用料の割合と逦増度について収束させるため、今回、どのような結論を導くのか？
- 事務局 今回、パターンを 6 つお示ししたため、2 つ程度に絞った上で、次回、具体的な金額等の調整をしていきたいと考えている。
- 会長 これまでの議論に基づき、パターン⑥のみが使用料体系の見直しポイントをすべてクリアできているため、⑥－1、⑥－2、⑥－3 の 3 パターンをベースに次回検討するということによいか？
- 委員 異議なし。

④今後のスケジュールについて

事務局より、資料に基づき説明

【協議内容】

事務局

次回第5回は、6月25日の開催を予定している。本日の会議で、大方の方向性が絞れてきたため、さらに具体的な料金体系案を提案し、最終的な料金改定率と体系案を決定いただくことを目標としている。あわせて、委員の皆さんのご意見も反映した上で、提言書案も提案させていただく予定である。

4. 閉会

・副会長より閉会のあいさつ